

第1回小田原市市民活動推進委員会 会議録

- 1 日 時：平成25年7月8日（月） 午後2時～午後5時
- 2 場 所：小田原市役所 602会議室
- 3 出席者：前田委員長、島村委員、田代委員、久積委員、毛利委員、片野委員、柳川委員、山崎委員（神馬副委員長・栢沼委員欠席）
事務局：石井課長、小川副課長、桂主査、小澤主任、木村主事
- 4 配付資料：・次第
 - ・資料1-1 小田原市市民活動推進条例
 - ・資料1-2 小田原市市民活動推進条例施行規則
 - ・資料1-3 市民活動推進条例制定までの経緯
 - ・資料2 小田原市市民活動推進委員会傍聴要領
 - ・資料3-1 第1期小田原市市民活動推進委員会答申概要
 - ・資料3-2 第2期小田原市市民活動推進委員会報告書概要
 - ・資料3-3 第3期小田原市市民活動推進委員会報告書概要
 - ・資料3-4 第4期小田原市市民活動推進委員会報告書概要
 - ・資料3-5 第5期小田原市市民活動推進委員会報告書概要
 - ・資料3-6 第5期小田原市市民活動推進委員会報告書
 - ・資料4 ボランティア活動カード「まごころカード」について
 - ・資料5 ボランティア活動補償制度について
 - ・資料6 プロジェクター等貸出事業について
 - ・資料7 まちづくり市民サポーターについて
 - ・資料8 おだわら市民活動サポートセンターについて
 - ・資料9 市民活動団体ネットワーク形成事業について
 - ・資料10 小田原市市民活動応援補助金について
 - ・資料11-1 提案型協働事業について
 - ・資料11-2 平成25年度小田原市行政提案型協働事業応募の手引き
 - ・資料11-3 平成25年度小田原市市民提案型協働事業応募の手引き
 - ・資料12-1 平成23年度小田原市行政提案型協働事業 報告書
 - ・資料12-2 平成23年度小田原市市民活動応援補助金事業 報告書
 - ・資料12-3 平成24年度小田原市行政提案型協働事業・小田原市市民活動応援補助金事業 報告書
 - ・資料13 指定NPO法人制度について
 - ・資料14 小田原市自治基本条例パンフレット
 - ・資料15-1 小田原市市民提案型協働事業（平成26年度実施分）一覧
 - ・資料15-2 小田原市市民提案型協働事業（平成26年度実施分）

第一次審査実施要領

- ・資料 15-3 小田原市市民提案型協働事業（平成 26 年度実施分）

第一次審査採点表

- ・資料 16 第 6 期小田原市市民活動推進委員会スケジュール（案）

5 会議内容

- 委嘱状交付
- 市長あいさつ
- 委員紹介
- 委員長、副委員長選出

※小田原市市民活動推進条例施行規則第 5 条に基づき、委員長及び副委員長各 1 名を委員の互選により選出

○委員長 … 前田 成東 委員

○副委員長 … 神馬 純江 委員

- 諮問 「小田原市における中間支援組織のあり方について」諮問があった。

- 議題 1 小田原市の市民活動推進に関する取組みについて

委員長：それでは議題 1 小田原市の市民活動推進に関する取組みについて、事務局より資料に基づいて説明をお願いしたい。

（事務局 配布資料の確認、資料 1～資料 3-6 により説明）

委員長：ただいま説明のあった資料 1-1 から資料 3-6 までで何か質問はあるか。

委員：資料 2 傍聴要領について、小田原市は情報公開をするという原則にのっとって審議会などを運営しているかと思うが、原則傍聴可能となっているのか。あるいは何か条件があるのか。

事務局：本市では、基本的に本委員会も含め公開という位置づけで進めている。公開することにより公正又は円滑な運営が阻害されると認められる場合は、非公開としている。例えば市民活動応援補助金の審査などがそれに該当する。通常の委員会などではそれに該当しないので、基本公開となる。

委員：資料 3-4 の 3 にある、市民活動団体と地域活動団体の違いとは何か。

事務局：本市において、地域活動団体とは、例えば自治会がもっとも大きい団体である。市民活動団体とは、例えば市民活動サポートセンターに登録している団体や NPO 法人など、市民が自分たちの意思で集まって組織されている任意の団体のことを指している。地域活動団体は言い換えれば地縁で自分が住んでいる地域に入るもの。

委員長：補足すると、第 2 期の委員会のころから、地域活動団体と市民活動団体は、どちらも小田原市に拠点を持って活動しているのになかなかうまく連携できないため、本委員会でも継続的に議論している。

一つの事例として、校庭の芝生化を市民活動団体が始めて、その芝生を維持整備していくために自治会が携わっていくというのがまさに連携で、今後こういった事例が増えていけば良いと思う。

他に質問がないようであれば、資料4～資料9に基づいて引き続き事務局から説明をお願いしたい。

(事務局 資料4～資料9により説明)

委員長：ただいま説明のあった資料4から資料9までで何か質問はあるか。

委員：資料4、まごころカードの発行枚数が平成24年度に減っていることについて、中学校の現場で、以前はボランティア活動をすると高校受験の内申に繋がっていたが、平成24年度からは受験の体制が変わってその制度がなくなったため、ボランティアをする子どもが減ってしまったと聞いているが、これは関係しているか。

事務局：小中学生・高校生を対象に、夏休みボランティア体験学習をおだわら市民活動サポートセンター主導で行っている。子ども達にボランティアに参加してもらうため、市民活動団体に頼んで受け皿となってもらい、小中学校には案内を出していた。昨年の傾向としては委員の言われたことが影響しているかとも思われるが、これまでも市としてボランティア推進に取り組んできたので、夏休みボランティア体験学習については、継続していきながら方向性を検討していきたいので、その際にはご助力いただきたい。

委員：資料5のボランティア活動補償制度について、平成24年度対象事故数が10件とあるが、どんな事故があつて、保険に入っていて良かったということなどあったら知りたい。

事務局：過去の事例を含めて説明させていただく。ボランティア活動に対して市が補償するという位置付けなので、地域活動団体・市民活動団体とも対象になっている。自治会の活動中に例えば草刈りなどで怪我をしまい通院、または活動に参加する途中で交通事故で骨折し、入院・通院などの補償を行っている。補償金額は入院日額3,000円、通院日額2,000円、金額としては大きくはないが、「活動中の事故に対して、市が保険に入っていてくれることはありがたい」という話をいただいている。金額についても、県内・近隣他市町村と比較しても少ないものではないので、満足していただいていると認識している。

委員：この補償制度は無償の活動に対してのみ対象か。

事務局：無償ボランティアは基本すべて対象になるが、有償ボランティアは対象外になることもある。例えば交通費などの実費以外が入る場合は対象にはならない。まず申請を受けて、最終的には保険会社の判断になるので、利用者には保険会社の判断どおり伝えている。

委員 長：続いて資料 10～資料 14 に基づいて引き続き説明をお願いします。

（事務局 資料 10～資料 14 により説明）

委員 長：資料 10～資料 14 について何か質問はあるか。

資料 10 について補足をすると、補助金制度の流れの中で、交付決定通知送付、補助金交付が年度始めの 4 月 1 日となっている。以前は議会の予算議決が 3 月にあつて、その後に最終審査で補助団体を決定していたので、団体に補助金を交付するのが 6 月くらいになり、4 月、5 月を中心に活動する団体には使い勝手がよくなかった。これを改善するために、予算議決は 3 月なので正式な決定はそれ以降という前提で、あらかじめ公開プレゼンテーションを行い極力早い段階で団体に交付できるようにした。他市に先駆けて行った改善だと思う。団体の視点に立った改善である。

委員：補助金額にそれぞれ上限があるが、上限以内の金額はこの委員会で決めることなのか。

事務局：団体が提出した予算書を確認し、「補助金を使って購入することは好ましくない」、「講師謝礼の単価が高いため減額をする」といった判断を審査の過程で行う場面が多くある。その際は、それらを引いた額を交付することになるため、最終的な交付額を委員会の中で判断してもらうことになる。

委員 長：申請された金額より減額して交付といったことは毎年度ある。

■ 議題 2 市民提案型協働事業について

委員 長：議題 2 市民提案型協働事業について、事務局から説明をお願いします。

（事務局 資料 15 により説明）

委員 長：市民提案型協働事業については、小田原市では初めての事業となる。本日最後に部会の委員を選出するが、部会委員には審査にご協力いただくことになる。これらの内容について何か質問はあるか。

委員：市民提案型協働事業の市の支出についての部分がよくわからない。市の担当課が協働で何かを行っていくのか。

事務局：資料 15-1 の一覧表をご覧いただきたい。まず費用面から説明させていただくと、総事業費、市の支出、団体の支出となっている。市の支出とは、団体側から市に出してほしい希望金額が書いてある。市はこの提案事業に対して 100 万円を上限に事業を考えてほしいということを応募の定義としている。市は最終的に予算を精査し金を出すという考えが前提である。市職員についても、協働事業という位置づけなので、お金だけではなく、いろいろな状況で関わっていくという考えである。関係課は複数あるいは一つとなっているが、いずれかの課が関わることになるので、事業が成立した際には担当課と団体で事業を一緒に進めていくという考えである。

委員：平成26年度の実施分からということは、来年度からもっと関係課が関わっていくということなのか。緻密に関わりを持っていくということは、メンバーではないが市民活動のやり方について関わっていくということなのか。

事務局：今年度は募集期間ということで、事業の動きはない。成立すると平成26年4月から事業が始まって1年間で終了ということになる。市の職員の関わりとしては、初めに複数の関係課があった場合、一つの担当課を決定し、そこが団体と協定を結ぶことになる。協定を結んで市の予算で実施するため、市の事業という位置づけになるので、市の所管課が決まるが、事業を進めていくと、他の課が関わってくる可能性もある。その際は所管課が庁内の連携を取った上で、団体と事業を進めていくということも考えられる。

委員長：この事業はこれから選考を始めるのだが、事業自体は来年の4月1日からはなる。市と市民活動団体が事前に調整をする期間が必要だという前提に立っているので、今のうちから1次審査を行い、通過した団体は8月末までに市と意見交換をする。その間に資料にある金額が変わる可能性もある。また市はただお金を出すわけではなくて、何らかの行事を行う場合は市が手伝うとか広報面で協力するとか、いろいろな協力の仕方も含めての意見交換ということになる。

委員：対象となる事業は原則単年度、継続でも最長3年とあるが、単年度できっぱり終わってしまう、という危惧を感じるのだが。継続で最長3年、この予算で担当課が協働の体制をとってくれるということなのか、またその後の考え方について知りたい。

事務局：原則1年の事業を協定として結ぶ。事業を実施しながら、市としてその事業を継続した方が良いかは考えるが、団体としても考えてもらい、継続したいという場合は、再度市に提案してもらおう形になる。市民提案型協働事業は、あくまでも市が協働を行う一つのやり方であり、今までも協働という名称はなくても、様々な協働事業を行ってきた。

4年目以降については、継続する意義が市も団体も持てるのであれば、提案型協働事業という位置づけではなく、協働事業として続けていける仕組みだと考えている。

委員長：非常に良い事業を3年間続けた場合、枠組みが最長3年だからといって、それ以降市としては何もできないかということではなく、いろいろなやり方がある。

市民提案型協働事業を審査するに当たって、部会を構成する必要がある。部会委員の選出に当たっては、先ほど事務局から説明のあったとおり、委員長が委員5名を指名することになっている。全体の委員会の正副委員長のほか、企業者の視点から片野委員、所属団体が市民活動応援補助金の交付実績

のある毛利委員、行政の視点から山崎委員にお願いしたい。以上の5人であるらしいか。

- ・ 前田委員長（部会長）
- ・ 神馬副委員長
- ・ 片野委員
- ・ 毛利委員
- ・ 山崎委員

（全委員了承）

今年度の行政提案型協働事業の審査については終了しているので、部会として審査に当たるのは来年になる。

■ 議題3 小田原市市民活動推進委員会の今後の進め方について

委員長：議題3 小田原市市民活動推進委員会の今後の進め方について、事務局から説明をお願いします。

（事務局 資料16により説明）

委員長：質問もないようなので、日程調整をお願いします。

調整の結果：第2回 8月15日（木）14時～

第3回 8月30日（金）14時30分～

第4回 10月18日（金）14時45分～

第5回 11月15日（金）14時45分～

■ 議題4 その他

委員長：その他、事務局から連絡事項はあるか。

（事務局より事務連絡）

委員長：これをもって第6期、第1回目の市民活動推進委員会を閉会とする。